

賛助会員規程

平成 3年 4月 1日施行
平成11年 9月 7日改正
平成24年 4月 1日改正
令和 8年 4月 1日改正

第1条 この規程は、一般財団法人素形材センター（以下「センター」という。）定款第43条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 賛助会員は、センターの事業目的の遂行を援助するとともに、センターの諸施設又は研究業務等の成果を利用する際に特別の便宜を受けるほかセンターの事業活動に特別の便宜を受けて参加することができる。

第3条 賛助会員は、特別賛助会員、一般賛助会員及び協賛会員とする。

第4条 賛助会員として入会しようとするものは、センターに賛助会員入会申込書を提出するものとする。

2 賛助会員を退会しようとするものは、退会届をセンターに提出しなければならない。

第5条 賛助会員は、別表に定める賛助会費を初年度においては加入日に、次年度以降は、毎年6月末までに納入するものとする。但し、これを6月末及び2月末の2回に分け納入することができる。

2 事業年度開始後6か月以上を経過して入会した賛助会員については、当該事業年度分の賛助会費を別表に定める金額の半額にすることができる。

3 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成11年9月7日から実施する。

附 則

次世代材料技術事業賛助会員規程は廃止し、この改正規程は、移行登記日から実施する。

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から実施する。

別 表

賛助会員の区分と賛助会費	
(区分)	(賛助会費)
特別賛助会員	30万円／年
一般賛助会員	10万円／年
協賛会員	3万円／年

ただし、上記にかかわらず、会長が特に認めた場合には、特別の便宜との相殺で減額できるものとする。